日本学生支援機構第二種奨学金の貸与を受けた方へ

返還利子を補助します！

― 佐渡市奨学金利子補給事業補助金のご案内 ―

◆補助対象経費◆

申請年の前年（１～１２月）に返還した**日本学生支援機構第二種奨学金**の利子相当額
※令和５年４月１日以降に貸与を開始した奨学金の返還にかかるもの

◆補助対象期間◆

奨学金の最初の返還期日から起算して２０年以内

◆対象者◆

以下の全てを満たす方
・奨学金の貸与を受けていた期間中において、佐渡市に住所を有していた。
（進学のために転出した場合は、転出直前まで、佐渡市に住所を有する世帯に属し、本人の転出後も該当世帯が引続き佐渡市に住所を有していること。）
・申請年の１月１日に佐渡市外に住民登録があり、現に居住している。
・奨学金の返還を滞納してないこと。

佐渡市に住民登録があり、就労している方は、「佐渡市 UI ターン者奨学金返還支援」制度において利子分を含めた返還金の補助があります。（その他要件あり）
佐渡市 UI ターン者奨学金返還支援事業 詳しくはこちら→

◆必要書類◆

①奨学金利子補給事業補助金交付申請書兼請求書
②誓約書
③日本学生支援機構が発行する奨学金の貸与を証する書類（奨学金貸与証明書など）
④前年に返還した奨学金の金額を証する書類（奨学金返還額証明書など）
※元金及び利子の内訳がわかるもの
⑤現住所の住民票の写し

◆留意事項◆

・１年毎に申請が必要です。
・他の制度で利子分の助成を受けた場合は、補助対象外となります。

≪申請・お問い合わせ先≫

佐渡市教育委員会　学校教育課　教育支援係
〒952-1292　佐渡市千種 232 番地
TEL：0259-58-7351　FAX：0259-63-5124

申請書、誓約書はホームページからダウンロードできます →